

仙台市安全安心街づくり推進会議 令和元年度第2回会議 議事録

開催日時 令和2年3月23日(月) 10:00～11:50
開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第四委員会室
(仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)
出席委員 相澤雅子委員、板倉恵子委員、金田情華委員、金政信委員、佐々木好志委員、佐々木廣美委員、佐藤重子委員、渋谷セツコ委員、田中智仁委員、原美香委員、保角博行委員、伊藤宏明委員〔12名〕
欠席委員 田村伸一郎委員、中島淳委員、白鳥保幸委員〔3名〕
事務局 斎藤恵子市民局長、本郷敏章市民局次長、佐藤秀生活安全安心部参事、沼田和之市民局参事兼市民生活課長、高橋昭太郎市民生活係長、大平和則教育相談課主幹

議 事

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 協 議
 - ①次期基本計画策定に向けた意見交換
 - ②安全安心街づくりに関する市民意向調査について
 - ③次期計画策定スケジュールについて
 - (2) そ の 他
- 3 閉 会

配付資料

資料1-1：仙台市内の犯罪に関する最新情勢について
資料1-2：仙台市における外国人住民の状況(平成31年4月末現在)
資料1-3：仙台市における留学生数の年次推移
資料2：防犯に関する市民の取り組み
資料3：客引き対策の取り組み状況等について
資料4-1：安全安心街づくりに関する市民意向調査の実施について
資料4-2：市民意向調査 調査票(案)
資料5：次期安全安心街づくり基本計画策定スケジュールについて

1 開 会

○市民生活係長

委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、令和元年度第2回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。初めに、会議の成立についてご報告いたします。

本日は、田村委員、中島委員、白鳥委員の3名より欠席の連絡をいただいております。本日は12名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の

組織及び運営に関する規則」第4条の規定によりまして、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認をさせていただきます。

委員の皆様には事前に資料を郵送でお送りさせていただいております。お送りした資料は、本日の会議次第、資料1-1、1-2、1-3、資料2、資料3、資料4-1、4-2、資料5、以上9点の資料となっております。本日、資料をお持ちでない方はいらっしゃいますか。

また、皆様のお手元には本日の席次表を配付しております。なお、出席者のうち、仙台市生活安全安心部長の石澤に代わり、生活安全安心部参事の佐藤が出席しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ここからの進行につきましては、規則第4条の規定によりまして、金会長にお願いしたいと思います。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様が発言される際には、お手元のマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは、金会長、よろしくお願いたします。

2 議 事

○金会長

それでは、これから、会長であります私がこの会議の議長を務めさせていただきます。

まず最初に、会議の公開・非公開ですが、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

○金会長

続きまして、会議録についてですが、これまでの会議のとおり、会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えております。

前は、板倉委員にお願いしましたので、委員名簿の掲載順により、今回は金田委員にお願いしたいと思います。金田委員、よろしいでしょうか。

—金田委員了承—

(1) 協 議

- ①次期基本計画策定に向けた意見交換
- ②安全安心街づくりに関する市民意向調査について
- ③次期計画策定スケジュールについて

○金会長

それでは、議事に入ります。

まず、(1) 協議の①次期基本計画策定に向けた意見交換につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

それではご説明申し上げます。資料1-1をご覧ください。

まず、市内に関する犯罪発生的情勢につきましてご説明申し上げます。項目としましては、下記の4点でございます。刑法犯認知件数等の推移、計画の目標としております特殊詐欺や子どもの声掛け事案に関する状況、女性・子供・高齢者が被害者となる刑法犯認知件数の推移、4番目はトピック的になりますが身近な犯罪に関する情勢について。以上を順次説明してまいります。

1番目の刑法犯認知件数につきましては、平成13年度にピークを迎え、以後18年連続で減少ということになっております。令和元年は7,116件でピーク時の24.7%となっております。なお、ここでの「刑法犯認知件数」は、いわゆる「刑法」に規定されている犯罪でして、他の「特別法」の件数は除かれています。その代表例としましては、「覚せい剤取り締まり法」・「軽犯罪法」「児童買春児童ポルノ禁止法」「宮城県迷惑行為防止条例」などです。これらは、後程ご説明する「女性・子供・高齢者」のところでの「痴漢」・「盗撮」などはこの資料1-1の件数には含まれないということをご理解いただきたいと思っております。2ページには、市内の特殊詐欺被害と子どもの声掛け事案についてです。特殊詐欺の被害状況につきましては、グラフのとおり概ね減少傾向となっております。件数は平成29年に一旦増加しましたが、被害金額は年々減少傾向となっております。令和元年は、認知件数が117件・被害金額は約1億5,241万円となっております。なお、令和元年より統計の取り方が変更され、「特殊詐欺と同一視得る窃盗」について、統計上特殊詐欺としてカウントすることにしており、平成30年は3件、令和元年は19件となっております。この犯罪の詳細についてですが、代表的なものとして、「キャッシュカードを盗む」というものです。銀行等を名乗り、「カードが不正に使われているので使用を止める手続をする」と予め連絡し、その後に職員や警察官を名乗る者が被害者宅を訪問してカードの確認を行い、暗証番号を書いた紙とともに封筒に入れて封を閉じます。この際、「割印が必要なので印鑑を持ってきてほしい」と言って住人が離れた隙に封筒を偽物とすり替え、「保管しててください」と伝えて本物のように信じこませ、被害者は盗まれたことにその場では気づかないまま、そのまま搾取されてしまうものです。

この手口はいわゆるオレオレ詐欺のもので、刑法の罪種上は「窃盗」にあたるため、従来の特殊詐欺の統計には入りませんが、今回よりこのように統計に入ることになりました。

平成30年は3件でしたが、令和元年は19件と非常に増えており、資料3ページの表にもありますが、オレオレ詐欺自体も35件から68件と増加しています。本日の新聞報道でもありましたが、本年に入ってもオレオレ詐欺が前年より増えているという状況です。他方で、平成30年に最も多かった架空請求詐欺につきましては、件数が減っております。これは、有料動画サイトの閲覧料金等の名目で請求があり、電子マネーやコンビニでの収納代行といった、新たにお金を回

収するやり方でしたが、その対策が進んだ結果、令和元年はこれが減少し、代わりにオレオレ詐欺が増えているという現状でございます。被害者の内訳は、71%が女性となっています。また年代別では、ほぼ60代以上の高齢者が占めており、特殊詐欺はやはり主として高齢者が主な被害者ということでございます。

続いて4ページをご覧ください。こちらは「市内の子どもを対象とした声かけ事案等」の発生状況でございます。ここでの子どもは「13歳未満」です。平成28年に宮城県の「子どもを犯罪の被害から守る条例」の施行後は毎年増加し、令和元年については前年から減少となっておりますが、依然300件を超える状態となっております。内訳としましては、最も多いのは「子ども条例」違反。正当な理由なく甘言で誘い出す、義務でない行為の要求、言いがかり、子どもの身体を掴むということがございます。全体の件数は減少していますが、割合としては増えております。他方、「声掛け」「つきまとい」は減少しております。

続いて5ページをご覧ください。女性・子ども・高齢者が被害となる刑法犯の認知件数です。資料には、男性・女性などそれぞれの罪種割合をグラフ化しております。このうち女性の場合は、風俗犯や知能犯が多く、先ほど申し上げました特殊詐欺被害は女性が多いということが影響しているものと見ております。子どもは粗暴犯・風俗犯が多い。高齢者はやはり知能犯が多いという状況です。先ほども申し上げましたが、ここには「盗撮」や「痴漢」など主に女性が被害者となりやすいものは入っておりません。これを踏まえたと、風俗犯や知能犯が多いということ以外は男女であまり差がないということが言えます。

次に6ページをご覧ください。5ページの件数を時系列でみますと、女性・男性は全体の減少と同様に年々減少し、子どもも同様ですが、高齢者は増えております。この要因としまして、平成30年は住居侵入・窃盗、令和元年はキャッシュカード窃盗や暴行の被害者となるケースが多くなったということです。

続いて7ページをご覧ください。こちらは「身近な犯罪に関する情勢」についてです。1点目は「サイバー関係犯罪・インターネット利用に伴う犯罪」です。ご承知のように、技術革新に伴いインターネットによるサービスが幅広く行われるようになっており、多くの方々にとってインターネット利用は欠かせない状況です。それに伴い、サイバー空間上での犯罪も深刻化しております。資料は県内の数値ですが、平成29年は248件でしたが平成30年は412件、令和元年は386件という状況です。その内訳ですが、「不正アクセス禁止法違反」が平成30年は161件と非常に多く、令和元年は「著作権法違反」が160件で多くなっていますが、双方とも、これは統計上のカウントの方法により、1人の加害者が複数のアカウントを乗っ取ればその被害者や被害作品の数が被害件数ということになっておりますので、このように多くなっているということです。また、「児童買春・児童ポルノ違反」についても50件前後となっております。

続きまして、「少年の福祉を害する犯罪」ということで、20歳未満の者の心身に有害な影響を与え、その福祉を害する犯罪、いわゆる「福祉犯」につきましても、近年増加の傾向があります。検挙人員で見ますと、平成28年が76件でしたが平成30年には105件。被害少年の数も80人前後となっております。次のページ、その内訳ですけれども、最も多いのが「児童買春・児童ポルノ法違反」でして、36件。次が「青少年健全育成条例違反」です。これらが多くを占めておりまして、そのほかに「児童福祉法違反」や「風営適正化法違反」が入っております。先

ほどのSNSのところでもお話ししましたが、ここでの重視すべきポイントとして、この82人のうち、42人がSNS等に起因したもので被害に遭っているということです。かつて非行防止や被害に遭わないという観点では、繁華街・歓楽街でのやりとりということで現在でも被害の半数はそうになっておりますが、一方の半数はSNS上で加害者と何らかの接触したことにより被害に遭ってしまっている状況でして、今後の被害防止の啓発を考える上で大切なポイントと考えております。

続きまして、9ページに移ります。こちらは、「市民の財産を狙う犯罪」についてです。まずは「侵入盗」についてです。これは住宅等に忍び込んで窃盗を行うもので、件数としては減少傾向ですが、「空き巣」に限ると300件前後であまり減少しておりません。また、このうち「その他」は住居以外への侵入盗でして、事務所・出店・倉庫などの荒らし行為ということです。侵入の手段としては、グラフにあるように無締り、無施錠のところから侵入されているものが全体の42%ですが、忍び込み、夜間の就寝中に侵入されたものに限りすると83%となり、割合が高くなっております。これは令和元年に限らず、毎年県内でも割合は高くなっておりますし、隣県の山形などの状況を見ましても同様の傾向が見られております。

日中の外出の際は全て施錠していますが、夜間については、玄関は施錠していても、換気のためにトイレや浴室の窓などを開けていてその無施錠の箇所から侵入されているケースが多く、このようなことから無締りの場合の被害件数が多くなっているということです。

続いて10ページですが、自動車盗については、件数はそれほど多くはありませんが、平成30年は27件、令和元年は21件という状況です。注目いただきたいのは手口です。車が盗まれた際にエンジンキーが鍵穴に差し込まれていたり、運転席付近にあったものが「キーあり」で38%ですが、鍵が周辺になかった状況の「キーなし」は62%に上っています。最近スマートキー（電子キー）もだいぶ普及しており、その電子制御の不正解除により犯行に及ぶため、そのケースが多くなっております。

次に自転車盗の認知件数ですが、件数は多くなっており、平成30年と令和元年はあまり減少が見られない状況です。こちらは、被害のうち63%は無施錠となっており、そのうえで公道上などに停められたものが被害に遭うケースが多くなっております。

続いて11ページですが、これは「非侵入盗」についてです。件数は減少してきていますが、このうち万引き件数については増加又は横ばいとなっております。ここで注目すべきは検挙者の年齢についてです。19歳以下は全体の8%にとどまっており、その一方で大人の割合が多くなっており、少年の犯罪とは言えなくなっております。近年の高齢化に伴い、高齢者による万引きも問題となっている状況です。

以上で市内の犯罪の最新情勢についてのご報告を終わります。

続きまして、資料1-2をご覧ください。

これは本市における外国籍の住民の方の資料で、2019年では1万3,000人おまして、近年その数は増加しているところです。国籍別で見ますと、中国・韓国が多いですが、それに続いてベトナム・ネパール・フィリピンが続いております。また、本市は大学や専門学校が多い土地柄から、全体の中で一番多いのが留学生で35.7%、永住者と特別永住者が3割ほどいらっしゃるという状況です。今回この資料をお示ししましたのは、本市として今後防犯の啓発に取り組む

上で、その対象となる市民の中で、外国籍とりわけ「外国で生まれた方」が増えてきているという事実がまずございます。外国籍の方でも、日本で育った方であれば、文化や風習の違いはありますけれども、日本で生活するうえでの共通の決まりごとはある程度理解がある方が多いですが、外国で育った方は文化や風習、経済情勢等の違い等により、普段の生活での状況が異なることから、そういった方々が増えており、啓発を行う際にこれを考慮することが重要なポイントであると考えたからでございます。

次のページの資料ですが、外国籍の方のうち留学生はやはりそういった方々が日本にきているということです。留学生数と全体の伸びも増えてきているということとして、現在市内で4,700人弱となっている状況です。留学生の国籍ですが、多い順に中国・ベトナム・ネパールとなっております。ベトナム・ネパールの方については、主に日本語学校の生徒が多いと聞いており、専門学校に進学される方もおり、人数が増えているということです。日本語学校では、中国の方はあまり居られないという現状のようです。

続きまして、資料2をご覧ください。

これは、防犯に対する市民の取り組みについてです。まず1点目が市民による防犯活動で、防犯協会関係の部分です。皆様ご承知のように、「仙台市防犯協会連合会」は市内最大の自主防犯組織で、地域における防犯パトロール・防犯の普及・啓発、特殊詐欺防止等の活動を行っております。この組織ですが、警察署ごとに地区防犯協会連合会があり、現在市内6警察署に6地区設立されております。この地区の連合体がこの組織として、各地区は概ねこの交番を単位とする単位防犯協会で構成されており、本市内には72の単位防犯協会があります。単位防犯協会は、全部ではありませんが、防犯指導隊・防犯女性部という形でパトロール等を行う部門を設けており、その人数については資料下部の表のとおりで1,900人前後となっております。

続いて資料裏面ですが、(2)が「歩くボランティア」という本市事業で平成16年度から実施しているものです。防犯組織に入るといえるほどではありませんが、防犯に関心のある方について、本市に登録をしていただき、ご自分の都合の良い時間帯に散歩など機会を捉えて防犯の観点で街を見ていただくというもので、何か防犯上の問題に気付いた場合、警察又は市担当にお知らせいただき、市が連絡を受けた場合は対応をしていくという仕組みとなっております。現在は1,300人程度の方が登録されております。(3)は「学校ボランティア・防犯巡視員」で、これは本市教育委員会において平成17年度からPTAや町内会等に呼びかけを行い、ボランティアとしての登録を行っているもので、市内全ての小中学校で組織されており、人数は資料に記載のとおりです。

2番は自主防犯組織として、本市では(1)は先ほども申しあげました仙台市防犯協会連合会や各地区の連合会、単位防犯協会に対してその活動に要する費用の補助や研修会の開催などを行っております。(2)は、防犯協会以外の町内会やNPOといったような団体の防犯活動についても、その活動費の助成を行っており、平成30年度は14団体に対して実施しています。また、宮城県警察においても、自主防犯ボランティア団体の支援を行っており、令和元年末で登録団体は85団体となっております。

次に資料3についてです。こちらは、昨年4月に条例を全面施行しました客引き対策の取り組みについてです。条例に基づき、違反行為をした者に対して勧告、違反行為をしないように呼

びかけを行い、勧告した者が再度違反した場合は命令を行います。命令を受けた者が再度違反した場合は5万円の過料、それから氏名の公表を実施しております。過料と公表の件数は一致しておりませんが、この理由として未成年者は公表しない方針としているため、その関係上、数の差が出ているものです。他方、成人であればその者が学生であっても公表する方針としています。条例施行以後の客引きの数の推移がその下の季節変動のところでした、平成30年と令和元年を比べております。概ね前年同月と比べて減少しておりますが、年が明けて1月以降は前年に近い数となっております。また、どのくらい数が減っているかと申しますと、全体の延べ人数では5月～翌年3月までで17.6%の減少となっておりますが、月によって違いがありまして、最も減少した11月が31.3%でしたが1月は1.5%、2月は4%となっております。ただ、条例制定のきっかけとなり大きく増えていた居酒屋の客引きだけで見ますと、最も減少した11月で40.1%、年が明けても1月27.4%、2月31%、3月21%といったように前年比で3割強の減少が続いているところです。2ページからは時間別で見た状況ですが、夕方の早い時間帯の減少幅が大きくなっており、11月だと5割を超えております。12月も全体で見ると11月ほどではありませんが、早い時間帯では5～6割程度減少しております。ただ、21時台ですと前年より増えている状況もございます。これは居酒屋の客引きが減少する一方、風俗の客引きは減少していないということが窺えます。

年が替わってからは全体の減少は厳しい状況ですが、それでも早い時間帯では2割減少していることもありますし、居酒屋の客引きは2月も2～4割の減少となっております。でもやはり遅い時間帯になりますと増えているという状況です。その要因としては、客の数が12月は多かったものの、1月からは減っているという事がありまして、2月からは新型コロナウイルス感染症の流行も始まり、全体として客の数が更に減少して店の経営が厳しくなっております。また二次会の時間帯の21時台は、居酒屋に加えて風俗の客引きも増える傾向もあり、客を確保できないため街頭に居座り続け、客引きの数が減らない状況となっております。

説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきましては、委員の皆様お一人ずつご意見を伺ってまいりたいと思います。配付された会議資料や、計画内容に関するご意見、皆様が防犯に関して日常生活でお考えになっていることについて、ぜひお聞かせいただきたいと思います。それでは、座席の順番に伺ってまいりたいと思います。ではまず、相澤委員からお願いいたします。

○相澤委員

ご説明ありがとうございました。ざっと資料を見させていただいたのですが、やはりこういう取り組みが生かされているのかな、と感じたのと同時に、法の網をくぐるような犯罪が増えて、その人数も増えてきているところもあるのかなと感じました。あと、SNS等を使った犯罪がやはり少し増えてきていると感じながら、子どもたちが巻き込まれないようにするために、何らかのことができないものか、と考えております。

○金会長

ありがとうございました。それでは次に板倉委員、お願いします。

○板倉委員

板倉でございます。説明ありがとうございます。よく分かりました。私は地域で高齢者と接することが多いものですから、そのような皆さんがお集まりになったときに、詐欺対策に関して、「自宅の電話は留守電にしたほうがよい」ですとか、そういった呼びかけをしております。

ただ、皆さんがあまり神経質になりすぎますと、例えば私から電話を掛けるときに、自宅からの電話は出ただけなのですが、携帯電話の080や070といった番号からは電話を取っていただけないということがあります。ですが詐欺被害に遭わないということを考えれば、それでもいいのかな、と思っております。今日はありがとうございます。

○金会長

ありがとうございました。それでは次に金田委員、お願いします。

○金田委員

資料のご説明ありがとうございました。私は現在東北福祉大学総合福祉学部3年ですので、資料の中で一番印象に残った点というのが、学生目線でいうと外国人の移住が増えているという点で、日本で育った方とは違って、外国で生まれて文化などが違うような方も防犯の対象になるという事で、日本についてあまり知識がなかったりですとか、日本語が分からない留学生の方などが被害に遭ってしまわないように、そういった方々が増えているという現状を踏まえて、そのような方々に対しての防犯ということも力を入れていく必要があるのかな、と思いました。以上です。

○金会長

ありがとうございました。それでは次に伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

仙台市PTA協議会の伊藤です。よろしくお願いたします。一つは、今年度、小学校のプログラミング学習が始まる、近い将来は児童・生徒一人ずつにタブレットを持つこととなったときに、今まさに増えているSNSを通じた被害であるとか、子どもを対象とした詐欺のようなことも、ひょっとしたら始まってくるので、これまでとは違う防犯の仕組みも必要になってくるのかな、と感じております。もう一つは、防犯パトロールの件で、本当に地域の皆様にはご協力をいただいております。現在朝の登校時に関しては、ほとんど主要なところにはどの地域でも防犯パトロールの方が立っていてくださるという現状になってはいますが、心配なのは下校時で、時間的にも子供たちが帰る時間がばらつくので、そこにずっと誰かが立っていてくれることはないということと、犯罪で起こるのは下校の時間、何かあったときに発見しづらい、発見までに時間がかかるのが下校時ということを考えると、その部分の対策も必要なのか

など思っております。以上です。

○金会長

ありがとうございました。それでは次に佐々木好志委員、お願いします。

○佐々木好志委員

弁護士の佐々木でございます。丁寧なご説明ありがとうございました。いろいろな傾向が把握できて参考になりましたが、例えば仙台市と同規模あるいは他の政令市と比べた場合に仙台市の特徴は何かあるのかどうか、というあたりが興味・関心を持ったところです。それと客引きの対策の関係ですが、同じような条例を先行して施行している他の地域がその後どういった経過をたどっているのか、上手くいった点やあまり効果が出ていないところですか、そういう違いがあるとすれば、そういったことを参考にしつつ仙台市の今後の取り組みに反映いただくとか、そういったことを行っていく時期になるのだろうかという風に思いながらお話を伺っておりました。以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。それでは次に保角委員、お願いします。

○保角委員

南小泉中学校の保角と申します。分かりやすい資料をありがとうございました。学校関係でいいますと、今年度若林警察署が4月に開署となったため、たまたま学警連の事務局を仰せつかってあらゆる警察の活動に顔を出す機会が増えまして、防犯協会の方のキャンペーンにどれだけの人が集まっているのかという姿も見まして、市の安全安心に関してご協力いただいている方がすごく居られるという印象を持ちました。併せて、警察署とともに地下鉄の駅とか商店・スーパーなどで防犯に関するキャンペーンを2回ほどさせていただいて、その行為が市民の方に若干ではあるのですが伝わっているような感じがして、これをもっと拡げていけば市民の方の意識も高くなるのではないかという思いで一年を過ごしました。

学校関係ではSNSの話が出たのですが、子どもにも保護者にも、だいたい問題として挙がってくる事案は繰り返し呼びかけを行っています。学校としては入学前の保護者を対象に啓発を兼ねて防犯の教室を行うのですが、なかなか統一できないといいますか、我々も強制的にこうしてほしいと言えないので、例えばフィルタリングをかけてくださいといっても、実際には結局子ども任せなんですね。保護者もそのことで罰せられませんか、責任がないと思ってい保護者の意識をどういう風に高めていけばよいのかが課題であると思っておりました。

それから、私の学区では隣にウルスラ学院さんがあるので、その登下校、特に下校時にわいせつ物陳列罪といいますか、局部を見せて喜んでいる不審者がいることが話題になり、その対策をどうするのかということで、町内会長さんとかと計画を立てているところでした。何とかより良いものになればと思っています。

あと、著作権の話が出ましたが、我々も神経を使うところなのですが、今年たまたま卒業式に保護者を呼んで開催できなかつたため、その代償として何をするかということで、自作で撮った動画を保護者に配布したいと考えました。うちの学校ではやりませんでした、他の学校では保護者にそれを有料で買ってもらうということも考え、著作権の協会に連絡をしたところ、仙台の支部では結論が出ず、その本部の判断として、0.006円×時間の数というような話が来ました。本部まで巻き込んだため相談に時間がかかってしまいましたが、身近にそのような相談ができる窓口みたいなものがあると有難いなと思ったところでした。ありがとうございました。

○金会長

ありがとうございました。それでは次に原委員、お願いします。

○原委員

ありがとうございます。私は若林区のほうで自主防犯組織を持っておりまして、子どもたちのためということで、「南小泉・チャイルド・セーフティネットワークス」の代表を務めております。地域のほうでは民生委員・児童委員も務めております。本業は認定のNPOで高齢者福祉を行っており、現場に即した内容で今回お話を伺った中で、質問があり、刑法犯認知件数がピーク時の28,000件余りから7,000件近くまで減っているという事で、この要因は何なのかをお伺いしたいという事が一つ、あと私は自主防犯組織を運営しておりますが、なかなか担い手が不足・高齢化が進んでおりますので、既存団体である町内会とか防犯協会と協力しながらやっていかなければいけないと思っています。以前、仙台南署の評議員を務めていた時にも意見として出していたのですが、私は各中学校区単位で活動することが動きやすいと思っているのですが、若林区は昔からの歴史のある町ですので、連合町内会区域と中学校の校区が合っていないんですね。泉区ではもともとの泉市のときから双方が一致しており、その中に単位町内会や防犯協会があるので、情報の伝達もうまくいくのですが、なかなか若林区は一つの中学校区の中に連合町内会が2つあったりしますので、それぞれの連合町内会に付随する民児協であったりとかも分かれてしまいますので、集まっていただくとなると全体的に2つの組織の中でエリアが分かれるため情報の共有が複雑になり、また学校側でも大変になるのではないかと意見を出しておりました。これに対しては警察側は仙台市側の問題であるということで、意見は伺っておきますと回答していたのですが、市側でもそういったことについてお考えいただけると我々としても効果的な活動が展開できるのかなと思っており、この話をさせていただきました。

もう一つあるのですが、先ほど申し上げた担い手の件ですが、皆さん町内会にいらっしゃる方が私たちと一緒に活動していましたが、高齢化が進みその方々も80代になり、昼の下校時間の見守りをしていた方も少なくなってきました。先ほどもお話のあったとおり下校時間帯の見守りが重要で人の確保も必要になっていることから、仙台市の防犯の助成金については、現在「ビブス」などの用品購入への助成に限られ、人件費は認められていませんが、シニアの方で60歳で定年という方はほとんどおらず、65～70歳のパート勤務の方がス

キマ時間を見つけてパトロールをさせていただいているのですが、それは完全なボランティアということですから、なかなか常時では難しいということがあるので、そういった方々への手当みたいな形で助成を利用できないものかと考えておりました。以上です。

○市民局参事兼市民生活課長

皆様ありがとうございます。今までお話いただいた中で何点か回答いたします。まず、刑法犯認知件数の減少につきましては、ピークの平成13年が非常に多くなっておりますのは、宮城県だけではなく全国的に同様であり、まさに国政上の課題という事で、警察庁を中心に様々な取り組みがなされたと承知しております。そういったこともあり、増加に歯止めがかかり減少に転じているということです。ただ、その後現在まで一貫して減少しているということが何故かということについては、行政側での啓発の成果といたいところですが、これといった断定的な理由とすることは難しいと思っております。ただ近年、窃盗などについて対策が進んでいるということは事実でして、今でも窃盗が多いのは事実ですが、その窃盗件数の減少が全体件数の減少につながっているということは言えると思います。あとは概ね社会的な安定が続いているということがあると思っておりますが、国を挙げての対策が功を奏したということが現在まで維持されているという事ではないかと私どもは認識しているところです。

それから、先ほど原委員から発言がございました、連合町内会と中学校校区の話は、防犯協会でも関わりがございまして、そもそもそれぞれの成り立ちの経過があり、防犯協会においても交番単位の区域ということがあり、これが連合町内会の区域と合わず、あるいは町内会区域が複数の防犯協会の区域に跨るというように、学校側でも様々な地域活動を考える上で大きな存在ですが、学区、町内会といった組織、交番所管区域とそれに付随する形での防犯協会と、それぞれ区域が一致しない問題がやはりございます。これはかつて警察署でもありまして、先日若林署が開署したことにより、青葉区は別ですが、一警察署＝一行政区となりました。以前は若林区内で仙台中央署・仙台東署の管轄エリアがあり、ただその大半は仙台南署の管轄であったということがございました。今回行った、地域の単位防犯協会の皆様にヒアリングでも話題に上ることが多く、各々地域活動を行う上では厄介な問題でもございます。やはりそれぞれの成り立ちの経過がありますので即座の対応は難しいですが、様々な支障があるということも認識しておりまして、地域には様々な活動を行う団体がありますので、整合性を図るうえで重要な課題と思っております。

また、外国人の問題については、実績報告の際にも申し上げましたが、外国人向けのパンフレットを作成しておりますが、その狙いがまさに習慣とか文化が異なるということに伴って社会の仕組みが違うという点も含めてトラブルにならないように、という事ですので、こういった取り組みは、私どもとしてもますます重要になると思っております。

加えまして、犯罪の状況に関する他都市との比較については、我々も重要と思っております。現在のところ詳細の分析には至っておりませんが、今の仙台が全国の傾向と同じなのかというところは違っていると思っております。例えば特殊詐欺で考えましても、宮城・仙台は減少しておりますが、首都圏では逆に増加に転じているといったように、地域ごとに事情も違いますし、犯罪も必ずしも同じ傾向になっていないということがございまして、今後検討の過程では他

都市、特に都市規模の近い政令市の状況は比較をしていきたいと考えておりますし、客引きについても他都市との状況の違いとか、それがどういったところに位置しているのかという事についても研究してまいりたいと思っております。

あとSNSの問題につきましては、私どもとしても非常に重要と考えておまして、インターネットの普及し始めの頃は、興味のある方とかにその利用が限られておりましたが、もはや特に現役世代の方にとっては、かつての電話と一緒に利用することが当たり前の存在となつてきておまして、それが普通となった故に犯罪の入り口にもなってしまうということですが、インターネット自体を無くすという話にはなりませんので、フィルタリングとかもそうなのですが、そういった犯罪が起こるという事を前提に考えていくことが重要と考えておまして、その点も今後議論をしたいと思っております。

最後に補足として、先ほど卒業式の著作権のお話が出ましたが、音楽の関係だと思のですが、卒業式などを映像で記録するときに、音声ありで記録しますとそこで歌われている音楽については、著作権上の管理団体からはこれを公開してしまうと費用徴収の対象となるということで、学校によっては音楽を止めて録画するとかあるいは音声を消してしまうということをされていると聞いたことがございました。

ここまでのところについては以上です。

○金会長

ありがとうございました。それでは続きまして田中委員、お願いします。

○田中委員

仙台大学の田中でございます。私は犯罪学が専門なので普段から犯罪統計はいろいろ見ているのですが、ご説明いただいた内容は丁寧にまとめていただいているので、その部分に関しては、意見はありません。私のほうからは、これまでの委員の方々がご指摘されなかった部分として、資料1-1にあります、自動車盗の部分ですが、「キーなし」で62%ということですが、これは数年前から問題になっていまして、センサーで開錠するリモコンキーについてはセンサーの種類が少ないそうで意外と簡単にスキミングされて開けられてしまう、ということが指摘されていまして、むしろ昔ながらの物理的な鍵のほうが安全ではないかといった議論も一部業界団体では起こっております。

その対策としては、自動車関係とかの業界団体間の連携でどうやって改善していくか、行政と民間団体との連携の強化というところが大事だと思います。

2つめは、次のページですが万引きの部分でして、万引きは高齢者の犯罪となっていることは実は数年前からの傾向なのですが、一部の医療関係者から言われているのは、窃盗症・クレプトマニアといわれている物を盗んでしまうという精神的な病気を患っている方で、その中でも摂食障害、過食・嘔吐の傾向がある方が、スーパーとかで大量に食料品を盗んでしまい、その行動の連鎖が止まらないということが指摘されてまして、そうすると警察・行政だけではなく医療機関との連携も大事で、どう連携していくのかということが対策の切り口になっていくと考えました。

3つめは、防犯に関する市民の取り組みのところ、(2)の歩くボランティア・アイアイキンジョパトロールですけれども、これは「ながら見守り」という風に理解しているのですが、私の勤務先の仙台大学では、大河原地区になりますが、「ながら見守り隊」ということで学生を中心に登録をして、何人かは実績を挙げているところです。仙台市内にも大きな大学が複数ありますので、そういった大学の学生さんへの啓発をしていくことが一つと、先ほど留学生の話もありましたが、東北大学さんや東北学院大学さんは留学生も多いと思いますので、そういったパトロール隊の活動にうまくコミットしてもらうことによって、自分自身が「守り手」という形でもって意識づけられたら、それは大きな戦略になるのではないかと思います。以上です。

○金会長

ありがとうございました。それでは続きまして佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

佐藤でございます。私は町内会関係者という形でこの会議に参加しているのですが、この資料を見まして、すごく内容を詳細に示していただいているということを感じました。分からないことを質問しようと思っておりましたが、自動車のところ、施錠しているのにどうして盗まれるのかな、という単純に思ったのでお聞きしてみようかなと思ったら、田中委員さんがスキミングということをおっしゃっていただいたので、大変勉強になりました。それから、防犯協会には私たちも入っていますし、学校の子供たちが帰ってくる時にパトロールしたり、夜にパトロールするときもあるし、街頭キャンペーンをすることもあります。いろんな面で防犯の面で皆さんが協力し合っているということが現状です。

それから、万引きについて、子どもの方が多いと思っていたら、大人の方が多いとのことで、資料に載っているのを見て驚きましたが、これは病気の方もいらっしゃるということも、勉強になりました。私なりに防犯については頑張っていきたいと思っておりますし、板倉委員さんもおっしゃっていた、高齢者が多くなっており、オレオレ詐欺とかを高齢者の皆さんが集まるときに教えてほしいとお願いしたりもしていますが、このコロナの影響で謝恩会とかいろんな催しが地区単位でできないままですので、こういった話もできずにいますので残念だと思います。ありがとうございました。

○金会長

ありがとうございました。それでは続きまして佐々木廣美委員、お願いします。

○佐々木廣美委員

みやぎ被害者支援センターの佐々木でございます。今日の資料を見まして、刑法犯認知件数の減少はよく知るところですが、内容的に見ますと、社会的弱者といわれる女性・子ども・高齢者の被害がさほど減っていない、高齢者にあっては増えていると状況で、その中で先ほど話にありましたオレオレ詐欺、これだけ騒がれていてだいぶ減ってきたという中で、今年・令和元年は増えてきているということは危惧すべきではと思います。一般的にこれだけ被害に遭

わないための対策をとっているにもかかわらず増えているということは、まだどこかにやるべきことがあるのでは、と思っています。いずれ一人一人の問題が根底にあるわけですが、「自分は被害に遭わない」と思っている方でも被害に遭っていると聞いていますので、そういった意味ではもっと被害に遭わないための対策をとること、それから犯罪をする側もあの手この手で手法を変えてきていますので、これに先んじて対策の広報をしていくことが大事ではないかと思っています。

私どもは被害者支援センターですので、いろいろな相談を受けますが、その中で圧倒的多いのは性に関する相談です。犯罪として増えているのはレイプ・強制性交ですが、その相談件数は少ないです。むしろSNSを活用して男女が知り合って女性が一緒にホテルに行ったり、自分の家に招き入れ、その結果として性行為をされて、自分は不同意で納得していない、それによって精神的な障害が起き、病気が心配だという相談が多いです。年齢で見ても未成年者だけではなくて、20代・30代の方もいますが、男性とそういった状況になればどうなるか、ということに対してあまり警戒感をもっていない。一昔前であれば自己責任といわれてしまう状態です。刑法では暴行・脅迫の行為がないと強制性交罪は成り立たないので、先ほど方々は同意のない性交で、刑法上では強制性交罪は成り立たないわけです。その場合、相手を加害者とする術がないわけです。この点は、女性の方々が現在の刑法の改正を、国会議員や県議会議員の方々を通じて要望しているわけですが、なかなか難しい部分があると思います。その対策をどうしたらよいかについては、学校教育の場でそういった行為は危険であると学習してもらう機会をつくることが大事ではないかと思っています。以上です。

○金会長

ありがとうございました。それでは続きまして渋谷副会長、お願いします。

○渋谷副会長

渋谷でございます。短期間にこれだけの資料・データを分かりやすくまとめていただいたことに敬意を表します。私たちがずいぶん頑張って取り組んできた客引き条例のことについても分かりやすく書いてありました。その内容は、とても成果が上がっているように見えますが、やはり風俗の客引きのところはまだまだ改善が必要だと読み取れるわけですが、そこは、さらにこれからの課題として、取り組んでいかなければならないと思いました。

資料全体を拝見して読み取れることは、とにかく犯罪の被害に遭われる方は弱者、お年寄り・子ども・社会的弱者などがなってしまうと思うんですね。その反面、例えば資料のグラフの中の窃盗についてみても、年間として件数がそれほど変わっていないという事、空き巣についても無施錠にしている方も悪いのですが、東北人は人を信用することが大好きですから、隣の人を何かある際にはあてにしている、施錠していないというような習慣でこれまで来ている人でしょうけれども、そこに付け込んで被害に遭っているという風潮も感じますし、万引きのグラフについては、見たことがないような形、全世代がまんべんなく存在しているということは、それだけ常態化しているということ、また一人一人が自分も被害者になりうる、犯罪者から狙われているという風に心がけていなければいけないと思います。ただ、それを防

戦一方ではなく、対抗できるように、例えばSNSであればお年寄りも使い方に興味をもつ、保護者なら子どもがやっていることを理解したり、あるいは自分自身も活用しようとか、外国人も招き入れて取り組みを行ったりして、できるだけ社会を見通しの良いクリアな形にしていくということが一つの方策ではないかと思えます。

また、危機感を持つということ、抽象的ですが社会をクリアにするということで、各団体さんでもそれぞれの具体的な取り組みをしてきているでしょう。私は、学校において子どもたちに建築デザインを利用した総合学習的な授業やプログラムをやってきて思うことは、学校の中で例えばいじめに遭っていたり、親から虐待されたりしていても傍目ではわからないのです。学校は勉強や生活の仕方を教えるところですがけれども、各家庭もそれぞれ大変で子どもたちの拠り所になっているところでもあります。そこで子どもたちに不穏な何かが起きていたとわかったら、一概に家庭の問題と決めつけず、場合によってはすぐに警察に相談されてはどうかと思えます。現在は、問題を解決できる一つの望みがそれではないかと思うのです。警察と連携して、大変な犯罪・事件に発展しないように見守ることが大事と思えました。以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。それでは最後に私からも発言させていただきます。委員の皆様から、様々なご意見や考え方についてお話をいただきました。事務局の方から懇切丁寧に取り組みについての説明を伺ったわけですが、これの基になったものが「仙台市安全安心街づくり基本計画」の令和2年度までの取り組みの中の、特に一般目標である防犯力を高める取り組みの重点項目の2点、特殊詐欺被害防止のための取り組み、子どもとその家庭の防犯力の強化育成というところに焦点を当てて、本日ご報告をいただいたわけですが、かなりそういった意味ではこれまでの重点項目に基づきまして、あるいは他の基本的施策、全部で6項目ありますが、そういったことに則った形での成果の表れではないかと、今回の報告を聞いて改めて思った次第でございます。

そういったことも踏まえたうえで、時代や環境の変化、こういう言い方が適切かは分かりませんが、「見える犯罪」から「見えない犯罪」の増加という部分、それも踏まえて、これからの計画の策定においては、SNSあるいは外国人など、ある程度明確な焦点を当てての計画づくりに発展させてもよいのではないかと考えました。

もう一点としましては、これも重点目標として掲げられている「地域で支え合う防犯力の高いまちづくり」、基本目標2ですが、その中の「地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進」、これについても、計画のイメージという事でネットワークの推進について触れていますが、今日のお話でも、そういった活動を担う担い手の不足ですとか情報の共有というお話も出ましたので、もう少し具体的な形で新計画に盛り込んではどうかということも一つの提案としても述べさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。これまでのご発言に関して何点か申し上げます。佐々木廣美委員よ

りお話がございました、SNSを利用した男女の場合のケースとして、少女が男から呼び出されて関西から関東まで連れてこられていたという事件も起きています。SNSのやりとりの中の多くが、被害者が何らかの悩みとか困っているような状況に対して、同じ悩みを抱える者として同情したり、相談したりしているようです。結果的に騙されたという形になるのですが、かなり巧妙に信用させているということがあります。同じようなやりとりは街中では決して発生しませんが、SNS上で出会った知らない人で個人名も分からない状況なのですが、そうしたやりとりができるという特徴もSNSならではのものです。非常に個人的なことが共有されてしまうということがあります。そうして考えますと、大学等でも学生に対して防犯の関係のお話をするのですが、SNSのやりとりの先にいる人が性別や年齢すら分からないはずなのに、何故か信用してしまうことが多い、という事がSNSの傾向ですので、これの対策をどうしていくかが大きな課題です。渋谷副会長からお話のありました、警察との連携という部分で、被害者支援センターさんの役割もそうなのですが、我々行政の役割として犯罪のリスクを減らす、という事を行っていますが、実際に犯罪が起きた場合はどうするのかという事で、あまり無闇に警察に通報されても困るのですが、過剰に遠慮して通報しない場合もあるのではないかと思います。また、起きてしまった後の被害者支援・ケアという部分をどうしたらよいのかというところが総合的に語られないと効果がないと思いますので、そうしたことも考えていきたいと思っております。以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。委員の皆様、誠にありがとうございました。改めて、皆様から何かご意見はございますか。

○渋谷副会長

資料1-2の下の方のグラフ、外国人住民のところ「永住者」と「特別永住者」と記載がありますが、この違いは何でしょうか。

○市民局参事兼市民生活課長

「永住者」は外国籍をお持ちの方で日本に永住する在留資格を得ている方です。そのうち、現在の日本以外、朝鮮半島等がかつて日本領となっていたところに住んでいた方々に対して、その歴史的な経過から、特別に在留資格が与えられている方ということでございます。かつては同じ日本国内ということでしたが、戦後処理でその場所が日本国でなくなった際、その経過を踏まえて日本国の永住権が与えられたということです。以上です。

○金会長

それでは次に、②安全安心街づくりに関する市民意向調査について、事務局から説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

それでは、資料4-1をご覧ください。計画を策定するにあたりまして、安全安心街づくりに関する市民意向調査・アンケート調査を実施いたします。調査項目につきましては、回答者の属性のほか、安全安心街づくりに関して現状の課題や個人や地域の防犯対策、行政の防犯対策街中における迷惑行為等について、20問程度を予定しております。対象は市内に居住する満18～89歳までの男女で標本数は2,000件としております。対象は住民基本台帳から年代区分別に無作為に抽出し、無記名式の調査票を郵送により配布・回収するという事です。スケジュールとしましては、4月上旬から調査票発送を開始、4月下旬から調査票を回収し、内容分析を経て7月1日までには報告書を完成させる予定です。

続いて、資料4-2をご覧ください。安全安心街づくりに関する調査票です。前回の計画策定の際にも同様の調査を行ってございまして、経年での回答内容の変化を見るために、基本的には同じ内容の質問項目としておりますが、部分的に変えている箇所がございます。まず性別は「その他」を追加、また、年齢は前は20歳以上でしたが、今回は18・19歳、80代という区分を設けました。それから、職業は標記の仕方を変えました。これは今回の着眼点として、農林漁業や自営業のような経営者、サラリーマン、パート、学生、無職という回答者の属性を見ているもので、その方が使える時間に影響してくるかと考えてございまして、この属性によって分析したいということです。前回の家族構成や単身かどうかについては、不要であるとして今回は削除しております。2ページに移りまして、問4ですが、新規項目として、職に就いている方にフルタイムかパートタイムかということで、これも地域活動を考える際に重要ですので項目を作っております。また、問6では、住居が戸建・共同住宅という住宅形態について聞いています。近年、共同住宅お住まいの方の地域活動への参加があまり多くないという話もありまして、それが回答にどう反映しているかを見るために追加しているところです。問7は犯罪に対する治安上の認識を聞いてございまして、回答選択肢にネット犯罪を入れております。問8については、日常行動の犯罪の発生の可能性が高いものということでこれは前回と同じ内容です。問9も同様です。4ページに進みまして、問10・問11も前回と同様です。問12につきましては、回答項目の5番として、「ツイッター等のSNS」という項目を追加しています。SNSは情報発信ではその力は大きいものですので、事件や交通傷害などの発生の際にはこれで検索する方が多いという状況がありまして、これで情報を入手している方も多く聞いていますし、公的機関でもこの手段での情報発信を強化してございまして、このように追加しております。次に回答項目7番はかつて「メーリングリスト」と記載してございましたが、現在は「LINE（ライン）」が一般的となっておりますので、書きぶりを改めております。問13は防犯協会という組織をご存知ですかという質問を追加しています。地域には町内会を中心に、社会福祉協議会、日赤奉仕団といったような様々な団体がありますが、その中の一つとして防犯協会がどのように認知されているかを聞くためのものです。具体的に自分の地域の活動を分かっているのか、防犯協会の存在のみを知っているのか、そもそも知らないのかといったことを確認したいと思っております。

問14は前回と同様です。6ページに移りまして、問15については、15-1として防犯活動している方に対して、どういった団体の活動に参加しているのかということで、地域の防犯

協会・各町内会・NPOなどの団体という選択肢でお聞きしています。15-2は防犯活動参加に関する成果についての質問で前回同様です。15-3については、前回の調査でその他として答えの多かった「参加者の高齢化が進んでいる」という選択肢を5番として追加しております。15-4は防犯活動の頻度について聞いているもので前回と同様です。15-5は防犯活動に参加しようと思わない理由を聞いていますが、ここも前回調査でその他として意見の多かった「高齢などの理由で体力的に難しいから」というものを10番の選択肢として追加しております。続いて8ページの間16、行政・警察の活動として何が重要かという質問で、選択肢8番について、前は「繁華街や商店街への防犯カメラの整備」という記載でしたが、本市の施策においては地域の防犯カメラ設置の支援をしておりますので、そのように内容を改めております。問17はこの1年間の街中における迷惑行為を聞いておりました前回と同様です。最後の問18は自由記載の項目となっております。説明は以上です。

○金会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

○各委員

(特に質問なし)

○金会長

それでは、③次期計画策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○市民局参事兼市民生活課長

それでは資料5をご覧ください。次年度の計画策定に向けたスケジュールです。まず、本推進会議につきましては、次年度は4回の開催を予定しております。全体の流れとしましては、先ほど申し上げましたとおり、4月に市民意向調査を実施しまして、7月1日までにはその結果を取りまとめる予定です。次年度の第1回目の推進会議は7月に予定しており、議題としては、例年どおりの前年度の実績とこれまでの事業内容の総括、それと市民意向調査結果の報告、基本計画改定に向けた意見交換を予定しています。第2回目は9月開催を予定しており、第1回会議での議論を踏まえ、現状と課題の整理、基本計画の方向性等について、論点を整理していきたいと考えております。こうした過程を踏まえて、11月には本市としての計画中間案の取りまとめを行い、第3回目の会議においてその内容についてご検討いただく予定としております。中間案については、この推進会議に諮るほか、町内会や防犯協会、宮城県警察などといった関係団体の皆様との意見交換を行いたいと思っております。また、パブリックコメントの実施により広く市民の皆様からの意見を頂戴したいと考えております。こうして様々な意見をいただいた後、第4回目の推進会議を開催し、パブリックコメントをはじめとした意見聴取の結果について報告を行い、次期計画の最終案についてご検討いただきたいと思います。その

うえで来年の3月末には、本市として新基本計画を策定し、令和3年度からの実施を予定しているところ。説明は以上です。

○金会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

○各委員

(特に質問なし)

○金会長

無いようですので、以上で予定されていた協議は終了となります。続いて、(2) その他に移ります。皆様から何かございますか。

○一同

(特になし)

○金会長

何も無いようでしたら、これにて議事は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

3 閉 会


○市民生活係長

金会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間にわたり、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第2回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

令和 2 年 5 月 29 日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長 金 政 淳 

署名委員 金 田 情 華 